

平成27年10月  
防 衛 省

## 防衛省技術研究本部受託試験研究規則の一部改正について

防衛省技術研究本部が行っている受託試験研究は、同本部の附置機関である航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場が有する技術的専門知識や試験研究設備等を用いた試験研究を、民間企業等の防衛省外の委託者からの委託に応じて行う業務であり、防衛省技術研究本部受託試験研究規則はその受託の際の手続きを定めた省令です。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行に伴い、防衛省技術研究本部等が廃止され、防衛装備庁が設置されるに際し、上記の研究所及び試験場等は防衛装備庁の施設等機関として置かれ、引き続き同様の試験研究を行うこととなることから、当該規則の題名を「防衛装備庁受託試験研究規則」に改めるとともに、その規定について、所要の改正を行いました。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成27年防衛省令第17号）による防衛省技術研究本部受託試験研究規則の一部改正のうち、同規則の題名の改正、第1条から第9条まで及び第11条の改正は試験研究を受託する防衛省技術研究本部が廃止され、設置される防衛装備庁が引き続き受託試験研究を行うこととされることに伴うものであり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【問合せ先】

- 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1  
TEL：03-3268-3111（内線26148）